

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成20年 8 月 8 日（金曜日）午後 1 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 市長招集あいさつ
日程第 4 議案第33号 愛西市長等の給料の特例に関する条例の制定について
日程第 5 議案第34号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 6 委員会付託の省略について
日程第 7 議案第33号 愛西市長等の給料の特例に関する条例の制定について
日程第 8 議案第34号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（30名）

1 番	前 田 芙美子 君	2 番	鷲 野 聰 明 君
3 番	三 輪 久 之 君	4 番	日 永 貴 章 君
5 番	吉 川 三津子 君	6 番	榎 本 雅 夫 君
7 番	岩 間 泰 彦 君	8 番	田 中 秀 彦 君
9 番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
13番	近 藤 健 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	22番	黒 田 国 昭 君
23番	中 村 文 子 君	24番	加 藤 敏 彦 君
25番	加 賀 博 君	26番	宮 本 和 子 君
27番	石 崎 たか子 君	28番	佐 藤 勇 君
29番	太 田 芳 郎 君	30番	柴 田 義 継 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市	長	八	木	忠	男	君	副	市	長	山	田	信	行	君			
教	育	長	五	富	利	清	彦	君	総	務	部	長	水	谷	洋	治	君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議	会	事	務	局	長	伊	藤	忠	俊	議	事	課	長	服	部	秀	三
書	記	田	尾	武	広												

午後 1 時30分 開会

○議長（加賀 博君）

本日は大変御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。全員御出席でございますので、ただいまから平成20年第2回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において28番・佐藤勇議員、29番・太田芳郎議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、7月30日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る7月30日に、委員の方々と正・副議長にも御出席をいただきまして、臨時会の日程について御協議をいただきました結果、会期は本日1日限りと決定いたしましたのでよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・市長招集あいさつ

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・市長招集あいさつを議題といたします。

○市長（八木忠男君）

招集に当たりましてのごあいさつをさせていただきます。

本日は本当に暑い中、議員各位におかれましては全員の皆様の御出席をいただきまして、平

成20年第2回愛西市議会臨時会をお願い申し上げました。御出席をいただきましてありがとうございました。

本議会にお願いをする案件は、2議案をお願いするわけでございまして、1議案につきましては議案第33号といたしまして、私どもこの半年間に、市政の中でいろんな事務事業を進めていく中で、不手際、あるいは不祥事が数件発生をしました。そうした中で、その都度それぞれ対応をしてきているところでありますけれども、今般お願いするべく内容につきましては、市長、副市長の給料等の特例に関する条例の制定をお願いしたく思うところであります。内容につきましては後ほど説明させていただきますけれども、一連のそうした不祥事の中で責任を明らかにすべく、そして今後一層の信頼回復を図ってまいりたいということを思っているところであります。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

そして、議案第34号につきましては、地方自治法の一部改正の関係によります条例の整理をすべく条例改正をお願いするところでございます。

以上2議案を本臨時会をお願いをしております。十二分に御審議いただき、御決定いただきますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第33号（上程・提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第33号：愛西市長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、ただいま上程となりました議案第33号につきまして御説明申し上げます。33号をお願いいたします。

愛西市長等の給料の特例に関する条例の制定について。

愛西市長等の給料の特例に関する条例を別紙のように定めるものとする。

本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、この案を提出するのは、個人情報取り扱いを初め、市としての一連の不手際・不祥事に関して、その責任を明らかにするための減給処分をしたいので、市長及び副市長の給料の特例に関する条例を制定するものでございます。

ちなみに、ただいま提案理由で申し上げました一連の不手際・不祥事の関係について述べさせていただきます。

さきの全員協議会での情報公開請求者の氏名を公表したこと。

一つ、公文書の外部持ち帰りを行ったこと。

一つ、工事請負費等の公金支払いが遅延をしたこと。

一つ、昨年4月の個人情報の漏えいが発覚したことによる管理監督責任。

一つ、市・県民税、国保税の督促状に納税通知額の表示誤りをしたこと等でございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第14号：愛西市長等の給料の特例に関する条例。

第1条でございますが、市長の給料の特例をうたっております。平成20年9月から同年11月までにおける市長の給料月額、愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号。以下「特別職給与条例」という。）第3条及び愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例（平成17年愛西市条例第151号）第2条の規定にかかわらず、月額74万4,000円とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額はこの限りでございません。

第2条につきましては、副市長の給料の特例をうたっております。平成20年9月における副市長の給料月額は、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、月額69万2,100円とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額はこの限りではございません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で議案第33号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第33号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

○21番（永井千年君）

今、5点にわたって不手際・不祥事の内容について説明がありましたけれども、それぞれ内容は異なっていると思いますが、何が間違っておって、何を正さなければならないのか。1、2、3、5については、直接市長や副市長が関与したものではありませんけれども、4の個人情報漏えいの問題については、市長も副市長もいる中で行われた行為ですので、直接的に責任を持っていると思うんですね。それぞれ題目を上げるだけではなくて、この五つの問題について、今言ったように、何が間違っておって、どこに責任をとらなくちゃいけないのかということをもう少し詳細に明らかにしていただく必要があると思うんですね。それは当然、単にこの議会の中だけではなくて、広報などでもきちんと説明責任を果たしていく問題だろうというふうに思いますので、一連のという形で十把一からげであいまいにしてしまうような説明のやり方では僕はまずいと思いますので、その点、再度説明をいただきたいというふうに思います。

それから、処分の金額、月額の話なんですけど、これは例えばこの周辺でいうと前津島市長が、連座制に伴って給料の50%削減を長期にわたって続けたという例が最近ではありますけれども、そういうものとの比較考量においてどのような判断をされているのか、あるいは最近では公金支払いの遅延について、職員に対して10%6ヵ月の処分がされておりますが、それらとの関連においても、なぜ市長が3ヵ月、10分の1で、副市長が10分の1、1ヵ月なのか、その辺はどのような検討をされたのか、説明をしていただきたいというふうに思います。

○副市長（山田信行君）

お答えをいたす前に、こういった一連の不祥事や不手際がありましたことを、まずもってお

わび申し上げます。申しわけございません。

それでは、先ほど総務部長が説明を申し上げました、この半年間に生じた五つの不祥事などについて、もう少し詳しく御説明したいと存じます。

まず最初の件は、今年2月に、全員協議会の場で情報公開請求のあった方のお名前を公表したという不手際がございました。この関連につきましては、それ以降、私ども個人情報の取り扱いや情報公開への対応、そういったものについては全職員に徹底をするためのマニュアルを4月の下旬に文書で出しております。また、このとき、その全員協議会の場で個人名を公表した職員につきましては、議長名での文書訓告というような処分もなされております。

そして3月には、公文書の外部持ち出しといたしまして、そういった騒動がございました。これにつきましては職員の服務義務違反ということでございますので、本人につきましては文書による戒告処分を行いました。

また、こういった関係を踏まえまして、なお翌月4月には、工事請負費の公金支払いを遅延させておったという事例がございます。この職員につきましても服務義務違反でございますが、これは2度繰り返したということで、先ほど議員もおっしゃいましたように、減給10分の1、6ヵ月というような、まずまずその義務違反に適した処分を、懲戒審査委員会の判定を得ましてなされてきたものでございます。

以上、この三つの件につきましては、私ども職員にきちんと徹底しなければならないということで、5月1日付で文書によりまして、文書管理の取り扱い、また会計事務の適正な処理、またその服務規律、そういったものについて綱紀肅正の文書を全職員に流しております。

次に、不祥事の関係では、この6月に、ただいまおっしゃいましたように、昨年4月に私どもへメールをいただいた方のお名前を斎場関係の打合会の場で、地元関係者の方などを初め、その場でお名前を出したと、そういうことでございまして、そういった場には私ども市長を初め幹部の者が出席をいたしてございまして、そういった者全員の認識不足などを踏まえまして、当然私どもは管理監督責任を踏まえておりますし、同席しておった部長などにつきましては嚴重注意処分を行ったものでございます。

そして最近では、先般の全員協議会でも御報告をさせていただきましたように、市・県民税と国民健康保険税の督促状の未納額の表示に表示誤りがあったということで、これにつきましては、委託しております電算会社に第一原因といたしますか、最大原因があったということで、その点を十分承知しております。そういった上で、職員におきましても確認が不十分であったということで、こちらにつきましても関係職員を嚴重注意処分とさせていただいたようなわけでございます。

そういった一連のことを踏まえまして、改めて7月1日には市長から職員へのメッセージという形で、こういった不祥事の再発防止に向けて意識改革をしてほしいと、そういった関係を市長からメッセージという形で一斉に流させていただいた、そういった対応もなされてきております。

そして、今回の減給処分の金額の関係などについて御質問がございましたが、10分の1とい

う関係につきましては、私どもの懲戒処分の規定についても、一般職員は10分の1以下の金額というような規定がございます。これに準じまして、私ども基本となる率は10分の1ということにとらせていただきました。市長については3ヵ月、副市長、私につきましては1ヵ月というところでございますが、それぞれこういった一連の不祥事に対する責任の重さ、そういったものをみずから判断いたしまして、こういった月数を出させていだいたようなわけでございます。以上でございます。

○21番（永井千年君）

1から5について、今説明がありましたけれども、やっぱり監督責任のときには、私が思っていた印象というのは、全協その他でも報告がありましたけれど、市長や副市長や幹部職員は、管理監督の責任をどのように考えているのかなということで、非常に僕の心証で疑問に思ったことがあるんです。何か不祥事を発見した、あるいは不祥事を摘発したということで、そういう面での報告が主で、そういうことが起こってしまったみずからの責任については非常に希薄に感じた。これは僕だけかもしれませんが、そのように思ったわけでありまして。したがって、今回、公金の支出1、2、3の段階までは、その辺のみずからに対する処分というものは全く考えてみえなかったのか、この4と5が発生したからこれはいかんということで考えられたのか、ここの中でそれぞれ責任の重さ、軽重をどのように判断をされて、この時期にこのような処分、減給の提案というふうになったのか、その辺は私の思い過ごしでそのように感じただけなのか、つい最近、4、5が発生するまでは全く考えられていなかったのか、そのあたりも説明をいただきたいと思っております。

○副市長（山田信行君）

そういった関係につきまして、私どもは今回、4回目の情報漏えいだとか、督促状の不手際があったからこういった処分ではなくて、かねて2月以降、いろんな関係がこうして再発してきたわけですが、その都度その都度その責任のとり方などについては考えてきたわけですが、今回、これまでの一連のものについてひとつつけじめをきちんとつけなければならぬだろうということで考えさせていだいたようなわけでございます。

○21番（永井千年君）

特に直接的管理監督責任じゃなくて、個人情報漏えいについては、これは直接的にその場に市長も副市長もいたということですから、直接的な責任で、知らなかったでは済まされない話で、今のところ、なぜ発生してしまったかということの原因究明が、だれが許可して、だれが渡したのかということについても何かあいまいなままになっているというふうに思いますが、こうした処分を提案するに当たっては、やはり直接市長、副市長がおるもとで起こったこの事態については、責任の所在や事実がどうだったかということについてはもう少し詳細に報告していただく必要があると思っておりますが、全然知らないところで、陰でこそつとそういうことが行われたのか、市長も副市長もちゃんとわかるような場だったというふうに思いますけれども、それはそのときには全く重大な情報漏えいに当たるというふうに考えていなかったのかと。指摘を受けて初めてわかったのかどうか、その辺もやはり今後の問題、どう改善していくかとい

う問題もありますので、反省すべきはどこを反省するのかということの詳細に報告していただく必要があるというふうに思いますが、その点、今の説明ではちょっとわからないので、はっきりさせていただきたいと。

それから、個人の納税者の納税通知書の誤りの問題については、電算会社の責任問題に今触れられましたけれど、この電算会社に対して、契約上、処分的なことがあり得るのか。例えば契約金額について、こういう失敗をやったから支払い金額を減額するとか、そういうようなことはあるのか、それは電算会社だけが間違っておったのか、担当者のミスによって電算会社の誤りが発生してしまったのか、今の説明ではちょっとどこに本当に責任があるのかははっきりしないものですから、これももう少し詳細な説明をいただきたいというふうに思います。

それから、この3ヵ月、1ヵ月の問題、あるいは10%の問題については、これで市長は当選以来10%を公約で減額しておって、1割ですから2割ということで、市長、副市長、そして教育長さんの報酬も大変接近をしてきておりますが、特別職の報酬全体を眺めて、今回市長、副市長の処分ということになって、ほかの特別職、教育長さんについては、独立性があるのでこうした処分は及ばないというふうなのか、あるいは及ぶ場合もあるのか、私は教育長さんも教育行政も含めて力を合わせて市政というのは運営していかなくちゃいけない問題だというふうに当然思いますので、それぞれ独立性があったとしても、他の部署でそういう不祥事があった場合には特別職全体の責任の問題として考えられるようなことはなかったのかどうか。私は、津島市の市長さんが50%減額ということに関していえば、今回は一般職員の例に倣って10%ということだけでありますので、これは特別な重みからいったら、一般職員の例に倣うというだけではなくて、もう少し期間やパーセントについても引き上げてしかるべきではないかなという思いも大変強くしていますが、そのあたりの検討はされなかったのでしょうか。一般職員並みでいいんじゃないかというふうに考えられたのか、そのあたりの説明もお願いしたいと思います。

○副市長（山田信行君）

それでは、まず最初の情報漏えいの場に同席しておったということでは、私どもそういった関係は痛切に反省をいたしておりまして、そういった状況を要は見過ごしておった、個人情報に対する考えが認識不十分であった、そういったことは痛切に感じております。それにつきましては、気持ちとしてはそういうことでございますし、再発防止のための職員に対しても、そういったマニュアルの関係は2月のときを踏まえまして既に徹底をしておりますので、市長のメッセージを通じてでもそれはまた再徹底をしておりますので、今後についてはそういったことはあり得ないと、そのように考えているところでございます。

あと今回の督促状の関係でございますけれども、その関係につきましては、電算会社も真摯に受けとめておりまして、つい先日も、書面でもっておわびと、そして電算会社としての再発防止策、そういったものも打ち出されてきております。それを踏まえまして私どもも、そのときに今回の不手際に対して郵送料を初め税務職員が残業した人件費に及ぶまでの実質的な金額で換算したような損害賠償を求めるようなこともその場で提示をいたしております。その詳し

い回答につきましては、近日中にまた提出がされてくる予定でございますので、そういった関係でこれもきちんとしていきたいと考えております。なお、税務課につきましても、今後そういったたぐいの再発を防止するように、一連のものの再確認、そういったものを徹底するように注意をさせたところでございます。

そして今回の私どもの減給処分の関係ですが、一般職に準じたというのは、10分の1という率のとらえ方を一般職に準じて基本に置いたものでございまして、月数においては、私どもそれぞれの責任に応じたものだと、そのように考えております。つい最近では愛知県知事の関係、県職員6人が刑事的な問題で事件を起こしておる、そういった関係での知事も減給処分をなされておりますが、そういったことも頭に置いた上で私どもそれぞれ判断をしたわけでございます。

○21番（永井千年君）

今、電算会社に対して実質損害を要求しているということですが、これは明らかにしていただけませんか。

○副市長（山田信行君）

人件費、また郵送料、そのほかの督促状の再発行、増し刷りの関係、そういった一連のものを含めまして、40万円から50万円の範囲内の金額を私ども提示しております。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

○5番（吉川三津子君）

先ほど永井議員の方から随分質問がありましたので、それにダブらないように質問をさせていただきます。

この五つの問題から今回減給するという事なんですけれども、先ほどからお話があるように、この情報公開請求での個人名が出た問題、それからメールで意見を述べた方の個人情報が漏れたというのは、やはり漏れたのではなくて個人情報を提供したという部分で私は大変大きな問題があるんだなというふうに思っております。これは昨年の4月の出来事ですので、職員にいろいろこれから気をつけるようにということで注意を促した後のことなんですけれども、こういった減給の処分を決めるに当たって、やはり事実がきちんとわかっていて、どこに責任があるからこうするんだということがない限り、市長と副市長のこういった減給処分って決まらないと思うんですけれども、この被害者の方から質問があつて、それに答えられたと思いますが、その内容について明らかにしていただきたいと思えます。

○副市長（山田信行君）

この関係につきましては、昨年4月にメールをいただいた方からは申し入れ書というようなものもいただいておりますので、その関係についてのお答えということでいいでしょうか。

その申し入れ書を7月4日にいただいたわけでありまして。その回答を7月9日に私どもさせていただいております。その中で五つの項目についての御質問がございました。

まず一つは、その打合会の名称でございますが、何でしょうかということで、これは「斎場

建設計画の打合せ」という打合せの場で行っていました。

二つ目に、その場にだれが出席していたか、出席者名をとということでございますが、この関係、地元の西保町からは水野総代さんを初め、佐藤勇相談役、また佐藤望相談役が御出席でございました。また検討委員会や議会の特別委員会の委員長さん、それぞれ両委員長さんにも出席をいただいております。また市側からは、市長を初め私、そして八木市民生活部長、石原企画部長、篠田経済建設部長、加藤環境課長、大鹿財政課長、永田資産税課長、そして横井都市計画課主幹、以上14名がその打合せの場に参加しておりました。

三つ目に、その打合せの会議録を出してほしいということでございましたが、打合せという会議の性格上、いろんな情報交換やら意見交換の場であったことから、正式なそういった会議録はございませんでしたので、当日、市側の職員で出席しておいた者の記憶をたどって簡単にまとめたものを資料としてお答えをさせていただいております。

そして4点目には、このメールを渡すことをだれが決めたかということで、ただいまその漏れではなくてこちらから提供したというような御指摘もあったわけでございますが、だれが決めたかというような雰囲気のものではなくて、打合せが一通り終わった時点、一区切りついた時点で、その打合せのつい前日にそういったメールが届いておりましたので、こういったものが地元の方から来ておりますというような話題提供をさせていただいたわけですが、そのときにお名前を出す必要はなかった、その辺の私どもの認識不足が大きかったと、それは本当に痛切に今反省をしているところでございます。

そして五つ目に、そのメールを渡すことにより地権者の方に何を求めたかだとか、また何を期待したんですかというようなお尋ねがございましたけれども、これなどは新聞などでも公表されておりますとおり、この方は18年度の西保町の役員の方でもございましたので、当日出席しておられました3人の方ともよく面識のある方でございましたので、まずは地元の方でいろいろお話し合いをしていただくのが一番よろしいのではなかろうか、そういった雰囲気のもとで私ども、そのお答えを預けたような形になってしまったわけでございますが、その点についてもおわびを申し上げます。

概略といたしましてはそういうような流れでございます。

○5番（吉川三津子君）

そういった意見が地元で解決してほしいなんて、私はとんでもない話であろうというふうに思っているんですね。そういった面から大変大きな問題であると同時に、やはりもう少ししっかり調べて、一課長とかそういう方がそういった個人情報をぱっとそういった会議で出されたのか、だれの決断でそんなことになったのかというのは、もう少ししっかりと調べていただかないといけないのではないかというふうに思っております。14名もの方がいらっしゃって、その後、これが発覚した後どのような調査をされたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○副市長（山田信行君）

どのような調査かといいますと、要は9日に回答を出すに当たりまして、私ども内部の職員

についてそれぞれ聞き取りをし、それをまとめたものをお出ししたものでございますけれども、この関係につきましては、実は私ども既に告発を受けておりまして、これから事情聴取なども予定されておりますので、余り細かいことにつきましてはできれば御遠慮させていただきたいと、そのように考えているところでございます。

○5番（吉川三津子君）

警察の問題は警察、やはり行政の問題は行政ですので、しっかりと議会の方ではお答えいただかねばいけないと思います。それは廃棄物の関係でも、いろいろ不法投棄問題等起きますけれども、やはり行政運営は行政運営、司法の場は司法の場ですので、しっかりと議会の方で答弁はさせていただきたいというふうに思っております。

そこでもう1点お伺いいたしますが、市長、副市長が減給をされるということは、何らかの条例、法にさわるような過失があるというふうにお認めになっての上の減給なのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○副市長（山田信行君）

一般職につきましては、私ども条例に基づいて、例えば戒告、減給、停職、免職、そういった過失割合とか法違反の重さに応じまして処分内容がある程度基準がなされておりますけれども、私ども特別職につきましてはそういった基準はございません。みずからの判断において責任を示す、行政に対する信頼回復を求めるための責任をとらせていただくということでございます。

○5番（吉川三津子君）

いろんな法律がありますので、警察の方とそういった法律のもとにいろいろ取り調べがあるんだろうというふうに思いますけれども、やはりもう少し事実関係を明らかにしておいていただきたいというふうに思っております。

それから、あとこういった個人情報の問題というのは、私も随分前から気にはなっていたものなんですけれども、前、こういった個人情報の条例の関係で罰則を定めたらどうかという意見が議会の方からも出ていたと思うんですけれども、こういった個人情報に関する一連の不祥事がありまして、そういったお話について検討はされているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○副市長（山田信行君）

そういった関係も、今後の課題として検討させていただきたいと思っております。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

○8番（田中秀彦君）

先ほどのメールの件、名前の漏えいの件でございますが、これは昨年4月にその事実があったわけでございますか。

〔「はい」の声あり〕

昨年4月にそういう会合を持たれたときにそういう事実があったということでございます

ね。そうしますと、漏えいといいますかそういう事実関係があつて、その関係者の方は約1年たつてからそのような行為があつたということを市の方へ言ってこられたということでございますか。

○副市長（山田信行君）

具体的な日付を申し上げますと、メールをいただいたのが今年の4月11日でございます。そして、かねて打合会は予定されておりましたが、1日中を置いた4月13日に市役所でその打合会の場があつた。要は、たまたま偶然、直前にそういったメールが来ておりましたので、私どもは事をうまく進めていこうと、そういった趣旨のもとでついうっかり名前まで出してしまったということでございます。

○8番（田中秀彦君）

それはわかりますが、4月13日の打合会のときにそれを出してしまったということはわかりますが、そのメールを開示された御本人が市の方へこういうことがあつたという事実関係を申し出たのはいつでございますか。

○副市長（山田信行君）

その申し出がございましたというか、たまたま私ども、斎場に関する環境影響調査報告会というのを公民館の大研修室でやったわけですが、その場で御本人から申し出があつたのは、この6月22日でございます。

○8番（田中秀彦君）

そうしますと約1年2ヵ月、その方はそういう事実があつたということはわからなかつたのか、あるいはわかつていてそういうことを伏せてあつたのか、事実関係は本人に聞かなくやわからないわけですが、要するに市としては、先ほどの説明でいきますと、地元で役員さんたちも見えまして、またその当事者も役員さんだつたということですから、地元の意見集約としてひとつやってほしいというような趣旨でそれを持ち出したということですね。事実はそういうことですね。

それで、もう一つお聞きしたいのは、その方が約1年2ヵ月、どうして今回告発までに至るような経緯になつたかということをおつと御説明いただけませんか。

○副市長（山田信行君）

私ども、6月22日にそういった関係を承知して以降、御本人に対して謝罪だとか申し入れに対するお答えなどをしてまいりましたけれども、要はその辺が不十分だつたというか、御本人には納得していただけなかつた、そういうところから今回の告発に至つたのではなからうかと、この辺は推測ですけども、そう感じております。

○8番（田中秀彦君）

私、常識的に考えると、普通こういう事実関係があつて、やはり1ヵ月か2ヵ月、せめて4ヵ月ぐらいの間にこういう事実があつたんだと。だから、これは市としてちょっとおかしいんじゃないかというようなことなら常識としてわかるんですが、1年2ヵ月もたつて、そして、当然1年もたてば記憶も、議事録もなければ当然記憶力も薄れてくるわけです。忘れたところに

こんなことが出てくるということ自体が、普通、ちょっと我々としては常識的には考えられないと。また地元としても、我々も田舎の方に住んでいますからわかりますけれども、地元のことは地元で一度よく協議して、できるだけ解決をしてくださいということが行政の趣旨であり、また、地方の各地域地域で預かっている者としてはそのようなまとめをしておるわけですね。ですから私は、別に市を擁護するわけでもないんですが、そういう取りまとめをお願いしたいということについては何ら問題はなかったと思うんですが、ただ名前を出したということについては、これは御指摘されたとおりでと思うんですね。ですから、ただ1点、余りにも時間がたち過ぎておると。これは何でかなというようなことを私は素朴に疑問に思ったわけでございますから、ちょっと質問させていただいておるわけですが、それは1年2ヵ月もたてばやぶの中ということだと思いますから、これ以上質問しても無意味だと思いますから、また、どうも告発されたということは司法の場に行っておるわけですから、これ以上質問してもしょうがないと思いますが、その質問をさせていただきました。

あと1、2、3というのは、職員のある意味では不祥事に対する管理が不行き届きということの理解でよろしいわけですか。

〔発言する者あり〕

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

○27番（石崎たか子君）

今、田中議員がおっしゃいましたが、どうあれ1年2ヵ月の間、されたことでお悩みにはなっていたそのお気持ちは察してあげなければいけないと私は思います。そして、けさですが、きょうこの臨時議会があるということで、私どもは9、10と盆踊りを控えて、きょうは作業をしておりました。その中でお聞きしましたが、やはり新聞に載っていたこと、それではそのまま市長は済ませてしまわれるのか、もし警察で調べられたことにおいて何か出てきた場合、そうしたら改めてまた何かするのかという質問もございました。まだこれで決めてしまうのはおかしいのじゃないかということで、だれ一人この議案に対しての賛成者はございませんでしたので、とりあえず、ともかくも、だれかこの責任を明らかにしてほしいということは皆さんの中で言うておられましたので、今、何かその14人の名前だけお聞きはいたしましたが、その責任者というものは出てこないわけでございますか、お尋ねします。

○副市長（山田信行君）

その打合会の場の責任者とおっしゃられれば、招集したのは市側でございますので、私どもにあると、そのように感じております。

○27番（石崎たか子君）

それでは、市長の責任ということで皆さんにお知らせしてよろしいでしょうか。

○副市長（山田信行君）

そのとおりでございます。

○27番（石崎たか子君）

はい、ありがとう。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

○10番（真野和久君）

現在、これまでのやりとりを伺いまして、一つ市長、副市長に確認をしたいんですけども、保護されるべき個人情報というものは一体どんなもので、そして、なぜそれが保護をされなければならないと考えているのか、その基本的な考え方について述べていただけませんか。

というのは、やはりこれだけこういう形で、特に昨年の4月のところでいえば、打合会の中でそういう形でメールが公開されて、そしてまたそのメールの特定されるべき情報が出されたことというのは、やはりそうした中でそれが出されることによって、その出された本人にとってどういった影響があるのかということは、やはりそこでしっかりと考えておかなきゃならなかった問題だというふうに思うわけですね。やはりそういうところというのは常に考えていかなきゃならないものであって、単に個人の名前が出たとか、個人の名前は出しちゃだめだとかということではないと思うんですよ。やはりそこで大事なことは、それによってその出された人がどういう形の不利益をこうむるのかということ把握していくことが非常に大事だし、それをやっぱり職員、市全体が認識をしていくことが大事だと思うんです。一度その点について、今言ったことについて伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○副市長（山田信行君）

個人情報の定義の関係でございますけれども、やはりこれは氏名とか生年月日、そういったものから特定の個人が識別でき、また認識されるようなたぐいのプライバシー情報だと思います。そういったものを私どもはうっかりにしろ出したということは、本当に先ほど来何回も言っておりますように、痛切に反省をいたしております。そういったことで、不利益になるようなことを私どもはそういったところから御本人の気持ちになって察し、今後については、再発防止のために全職員がこういった関係を再認識するようにマニュアルなども示してきたようなわけでございます。

○10番（真野和久君）

本人の立場に立って、市民の立場に立ってということはわかりましたが、具体的にどのような被害をこうむるのかということについてはどういうふうに考えていますか。

○副市長（山田信行君）

そういった被害の状況というのは、多分精神的な面だとかいろいろとあると思ひまして、ケース・バイ・ケースのことがあろうかと思いますが、要は御本人に対する相当な苦痛を与えたというふうに認識をしております。

○10番（真野和久君）

わかりました。

○26番（宮本和子君）

今回、いろんな個人情報の漏えいのメールの問題が大きな問題になっているわけですが、結構ホームページにたくさんのメールが今までも送られてきていると思うんですが、愛西市のホームページを開設してからね。今までこういったことで、たまたま今回はその方のところにその地域の役職の方が意見を言われたということですが、今までホームページにメールを寄せられた方の問題で、その人たちのいろんな意見がほかのところに漏えいするということは今まではなかった、初めてのことだったのか、それとも、こういうことが日常茶飯事に行われていて、たまたまそういうことが明らかになって本人のところに何か言われたことなのか、そこら辺のことはメールの取り扱いの問題だと思うんですよね。だから、今まではメールのどういう取り扱いをしてみえたのか、必要なメールについては担当するところに意見を聞くとか、また該当するところにいろんな取り扱いをすとかいうことが今までもそういうふうにされていたのか、今まではどういうふうにそういったメールの取り扱いについてはしてみえたのか、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○副市長（山田信行君）

私ども市に寄せられるメールだとか手紙だとか、そういったたぐいのものは結構ございます。いずれもそういったものはまず秘書室で受け付けまして、そこから関係する担当課の方へ写しなりが回されるわけでございます。今回、そういったものの関係で他にその名前が外へ漏れるとか、そういったことはほかにはなかったと考えております。この関係につきまして、ほかにはなかったと思っています。要は、差出人の住所、氏名があつて、特定できるようなものについてはきちんとお答えをしておりますし、匿名などでいただくものにつきましては、広報紙で紹介できるようなたぐいの案件であれば広報紙などで回答を載せておりますし、それぞれのメールや手紙の内容に応じた処理の仕方をしております。いずれにいたしましても、他に漏らすだとか、そういったところのことはほかにはなかったと、そのように考えております。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第5・議案第34号（上程・提案説明・質疑）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第5・議案第34号：地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○総務部長（水谷洋治君）**

それでは、上程となりました議案第34号について御説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行に伴う関係条例の整理に関

する条例を別紙のとおり定めるものとする。

本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、この案を提出するのは、地方自治法の改正等により関係条例を改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第15号：地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

お手元に配付してございます新旧対照表で御説明を申し上げますので、議案第34号資料をごらんいただきたいと存じます。

それではまず最初に、愛西市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例でございます。第1条から第3条並びに第6条の条文の中で、「報酬」を「議員報酬」に改めるものがございます。これは地方自治法の改正によるものがございます。

第5条でございますが、これにつきましては費用弁償をうたっております。以前は本会議と委員会に出席していただいた場合、費用弁償を支給いたしておりました。これは合併以前に4町村ともこの部分については改正がされておりましたが、合併時の条例制定時におきまして、何らかの理由によりまして削除がされておりましたので、今回その部分についてお願いをするものでございます。

はねていただきまして2ページ、3ページをお願い申し上げます。愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例でございます。

第1条は趣旨でございます。地方自治法の改正によりまして、根拠条文の変更でございます。

次に第3条でございますが、重複給付の禁止でございます。これにつきましては合併時の条例制定時におきまして、国から示されました条文に準じまして整備をいたしておりましたけれども、合併後におきましては職員が職務を兼務する場合には重複給付をしておりません。よって、実情に即した改正をお願いするものでございます。

次に、愛西市特別職報酬等審議会条例の関係でございます。

第2条は所掌事務でございますが、これにつきましては、地方自治法の改正により字句の改正をお願いするものでございます。

附則、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

以上で議案第34号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、議案第34号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

#### ○21番（永井千年君）

まず第5条の、招集に応じ、もしくは委員会に出席するためという条項について、これは議会、委員会に出席するたびに、事実上第2報酬と言われるような批判があつて、なくなつていった経過があると思ひますけれども、これはこの周辺の状況でいうと、この改正は周辺はとつく



の昔にやっておいて、愛西市だけ残されておったものなのか、周辺の状況というのはつかんでみえるでしょうか。みえるとしたらちょっと説明をいただきたいというふうに思います。

それから、資料の3ページの重複給付の禁止の問題で、改正前はただし書き規定というものがありますけれども、現実にはただし書き規定で差額を支給するというような例は現実にあったのかどうか、影響額があるのか、説明いただきたいとします。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に5条の関係でございますけれども、今議員がおっしゃいましたように、私、提案説明でも申し上げましたが、旧4町村の状況から述べさせていただきます。

県政順に、佐屋におきましては平成12年の3月議会、立田におきましては平成10年の12月議会、八開におきましては平成11年の3月議会、佐織におきましては平成11年の9月議会に改正がされて、それ以後なくなっております。その中で、今回どうしてこのようなことかといいますと、このように改正がされておったわけでございますが、たまたま佐屋の例規集の方にこのようなことが載っておったと。議決はされておるんだけど例規集が直っていなかったというようなことで、今回このような、合併時にどういうわけか残ってしまっていたというのが現状でございますのでよろしく申し上げます。

なお、近隣の状況でございますが、この当時に近隣そろってある程度ほぼ申し合わせ的なことでなされたということで聞いております。

それから、次の第3条の重複給付の関係でございますが、このただし書きにおきましては、旧4町村ともこのようなことは載っております。しかしながら、このような重複給付をするような職務というのは今日までなかったというふうで理解しておりますので、今回お願いするものでございますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・委員会付託の省略について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第33号、議案第34号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第33号、議案第34号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第33号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第33号：愛西市長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○5番（吉川三津子君）

この間、情報公開請求者の個人情報漏れの問題が起きまして、その間のやりとりを見ていても、私はこの個人情報漏れというものがいかに市民の方に苦痛を与えるかという認識が市の方にも大変低いと常々感じておりました。そしてまた最近では、メールで意見を述べられた方の個人情報が漏らされたわけなんですけれども、斎場の関係の都市計画が縦覧されております。昨日私の方にメールが来ました。このような状況で名前を明かして市の方に意見を言うのは怖いというような意見も届いております。私たち議員と違って、市民の方たちというのは、それほどやはり行政の方に意見を述べるとき、大変勇気を持って言わなければならない、そういった状況にあると思っております。私が調べましたところ、この斎場の問題でメールとして御意見が何通か来ていたと思いますけれども、この方のメールのみがこういった扱いを受けた事実もあります。そういった面から、大変私としてはこの一件について理解しがたい、まだまだきちんと調べていただきたい、いただかねばならないという状況にあるというふうに思っております。たった1年前の出来事で、14名の方が出席されていたにもかかわらず、しっかりした事実関係が明らかにできないということは大変不自然であり、私には納得ができません。

また、被害者の方も、1年間悶々としていらっしまった。なぜこういったことになったのかということにも苦痛を感じていらっしまったわけです。本来行政が果たさねばならない仕事を地域に丸投げしたと私は思っております。そうした状況から事実が明らかにされないうちに減給して終結するというのは、私はかえって市民から反感を持たれるものであろうというふうに思っております。まずはしっかりと事実関係を明らかにし、説明責任を果たした上で適切な処分がされることが筋だろうと思っておりますので、今回の議案には反対といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論のある方。

○27番（石崎たか子君）

ただいま特に4番で反対の立場で討論いたします。

漏えい問題は、地方公務員法違反、守秘義務違反で警察の方で受理したということが報道されております。それで、ただいま市民が新聞報道などで市に対して疑心の目で見ている人が大勢おられます。市側はしっかり住民に報告をされなければならないと存じます。きちんと解決されるまで、まだ時期尚早と見て、この条例案に反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はよろしいですか。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

**○20番（大宮吉満君）**

賛成の立場で御意見を言わせていただきます。

今回、市職員の公務上の不手際・不祥事が相次ぎ、市民の皆様の信頼を大きく損なうことになりました。このことについてはまことに遺憾なことでありますが、今後、職員一人ひとりに公務員としての自覚と責任を再認識させるなど、市民の皆様の信頼回復に向け、行政のトップとして責任を明確にしなが、最大限の努力をするべきだと考え、この議案に賛成をいたします。

**○21番（永井千年君）**

御意見を申し上げて賛成討論をいたします。

これは今回、この責任をとることですべて終了ということではなくて、市民に対して説明責任は全く今の段階ではまだ果たされていない。これは当然広報等で責任の所在、何が間違っておったのか、何を正さなければならないのかを説明されていく必要がありますし、今後告発して、告発と関連しなくても新たな事実が出てくれば、先ほども再犯だからという意味合いのことが職員の処分でありましたが、当然、そうしたものが出れば新たな再処分ということが、みずから市長、副市長は科していかなければならないというふうに思います。その点、その第1の段階としてこの処分をすることには賛成であります。今後、新たな事実が出たならば、新たな処分を強く求めていきたいとします。

また、特に情報公開に関してであります。個人情報の漏えいという問題が大変職員の肩に重くのしかかっておりまして、私たちが直接的な個人を特定する情報、公職者の氏名などについて電話などで言っても、電話では一切しゃべれません、直接来てくださいというような過剰な反応が既に出ていますので、その点、市民に情報をきちんと知らせていくという点と、個人を特定する情報をきちんと守っていくという点の区別が、やはり正確にまだできていない職員もあるだろうとします。その点も留意して、今後の行政運営に努めていただきたいというふうに思います。

以上、御意見を申し上げて賛成討論といたします。

**○議長（加賀 博君）**

他にございませんか。

**○4番（日永貴章君）**

議案第33号に対し賛成討論を行います。

今回この議案につきましては、新聞報道、提案理由、提案説明、そして本日の議案質疑の中で幾度となく説明されてきたとおり、個人情報の取り扱いを初め一連の不手際・不祥事に対して責任を明らかにするためとされております。

私個人といたしましては、今回の一連の件に関し、議員として、また議会としても責任を感じていますし、対象の方及び愛西市民にとって、市長を初めとする市職員の方に対し減給処分という方法ではなく、責任を感じ、再発防止をしっかりとさせていただくことがとても大切であると思っております。

しかし、今回の一連の問題の中で、情報漏えい問題などは現在の情報化社会の大きな時代の流れの中で、私ども議員に対して、また市職員に対して、個人情報、守秘義務及び情報保護という面で大きな問題提起がされたものと思っております。

先ほども申し上げましたが、私個人といたしまして、市当局はもとより、議会として現在取り組まれている再発防止策や意識改革により一層努めていただき、市民、住民が安心して暮らせる愛西市づくりに努めていくことがとても大切であると思います。しかしながら、今回の市長を初め市当局の決意と市民に対する強い思い、責任を感じましたので、今回、この議案第33号に対して賛成討論をさせていただきました。

**○議長（加賀 博君）**

他に討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第34号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第34号：地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

一言お礼を申し上げます。

御提案をさせていただきました2議案、それぞれ御決定をいただきましてありがとうございます。

御指摘をいただきました内容、御意見は、十二分に今後の市政に反映してまいりたいと思っておりますが、この処分の軽い、重い、それぞれ御判断もおありかと思っております。あるいは個人情報への扱い方についても、市民の皆さんに大変御迷惑をおかけしましたこと、あるいは当事者の方にも申しわけなく思っております。しかしながら、市の行政的にいろんな事務を進めていく中でも、個人情報の扱い方については本当にデリケートになっていることも事実でありますし、いろいろなお役職をお願いしている皆さんにも、これでは職務が務まらない状況もあるということも聞いております。そうした内容につきましても、個人情報の進め方、あり方については一層私どもで勉強、検討もしてまいりたいと思っておりますし、マニュアル的なものも一層充実をしてまいりたいと思っております。

そして、メールの御返事もさせていただいておりますし、匿名の方、あるいはどこまでが決裁の範囲かということも私ども検討をし、すべてこうした内容については市長決裁をすべきという判断のもとで進めさせておいただいております。いずれにしましても、御指摘をいただいた点につきまして、今後十二分に留意をし、そして市民の皆さんに信頼をいただくべく一層のさらなる努力・精進を申し上げて、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これにて平成20年第2回愛西市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時42分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

加賀博

会議録署名議員  
第28番議員

佐藤勇

会議録署名議員  
第29番議員

太田芳郎